

園芸設備電気料金緊急補填事業 募集案内

宮城県では、高騰した電気料金が園芸作物用の電気設備を用いる生産者の経営に及ぼす影響を軽減するため、令和3年度と比較して高騰した電気料金の一部を支援します。

補助金の交付に係る申請手順については、園芸施設電気料金緊急補填事業費補助金交付要綱に定めるほか、この募集案内に記載のとおりとします。

なお、申請に当たって必要となる様式等は、下記のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/engei/electricitybillsupport.html>

1 事業目的

園芸作物用の電気設備を用いる生産者に、令和3年度と比較して高騰した電気料金の一部を補填することで、電気料金の高騰が農業経営に与える影響を軽減する。

2 事業実施主体

次の（1）から（3）のいずれかに該当し、（4）及び（5）を満たす者

- （1）農業協同組合法（昭和22年法第132号）に規定する農業協同組合
- （2）取組主体の要件を満たす農業法人
- （3）その他営農集団（3戸以上の取組主体の要件を満たす生産者の組織する団体で、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約の定めがあるものに限る。）
- （4）暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- （5）県税に未納がないこと。

3 取組主体

次の（1）から（4）を全て満たす者

- （1）法人（事業として農業を営む株式会社（旧有限会社を含む。）、合名会社、合資会社、合同会社及び農事組合法人をいう。）にあつては県内に事業所を置く者であり、個人にあつては県内に居住する者であること。
- （2）園芸作物を栽培する面積が概ね10a以上であり、その園芸作物を販売する者。
- （3）暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- （4）県税に未納がないこと。

4 補助対象経費

取組主体の園芸生産用の電気設備稼働に係る令和5年4月から令和6年3月までと、令和3年4月から令和4年3月までの電気料金総額を比較して、高騰により増額した電気料金。

5 補助金額の算出方法

算定方法は以下のとおりとする。

（令和5年1月～令和5年12月の電気料金）－（令和3年4月～令和4年3月の電気料金）
＝補助対象経費

※令和5年1月～3月の電気料金を令和6年1月～3月分とみなします。

※補助金額算出にあたっては、必ず別記様式第2号 別紙1「電気料金按分計算シート」をご活用ください。

6 申請書受付期間

令和5年12月28日（木）から令和6年2月9日（金）まで

7 申請方法

(1) 事業実施主体

取組主体から(2)に記載する資料を取りまとめ、下記の書類を郵送または電子メールにて各地方振興事務所農業振興部農業振興班あて提出願います。

- ・ 交付申請書 (別記様式第1号)
- ・ 園芸設備の電気利用状況報告書 (別記様式第2号)
- ・ 電気料金按分計算シート (別記様式第2号 別紙1)
- ・ 電気使用実績証拠書類 (請求書の写し等の電気使用量・電気料金が確認できる書類)
- ・ 出荷実績が分かる書類 (対象期間に園芸作物を出荷したことが確認できる伝票等)
- ・ 主要な電気設備の写真
- ・ 暴力団排除に関する誓約書 (別記様式第3号)
- ・ 宮城県税の納税証明書 (申請日の3か月以内に発行されたもの。)
- ・ 事業実施主体が農業法人以外の場合は、事務経費証拠書類 (領収書の写し等)
- ・ 振込先の証明書類 (通帳の表紙・裏表紙など、口座部分が記載されているもの)

※ : 取組主体から取りまとめる資料

(2) 取組主体 (個人生産者等)

下記の書類を事業実施主体 (JA 等) に提出願います。

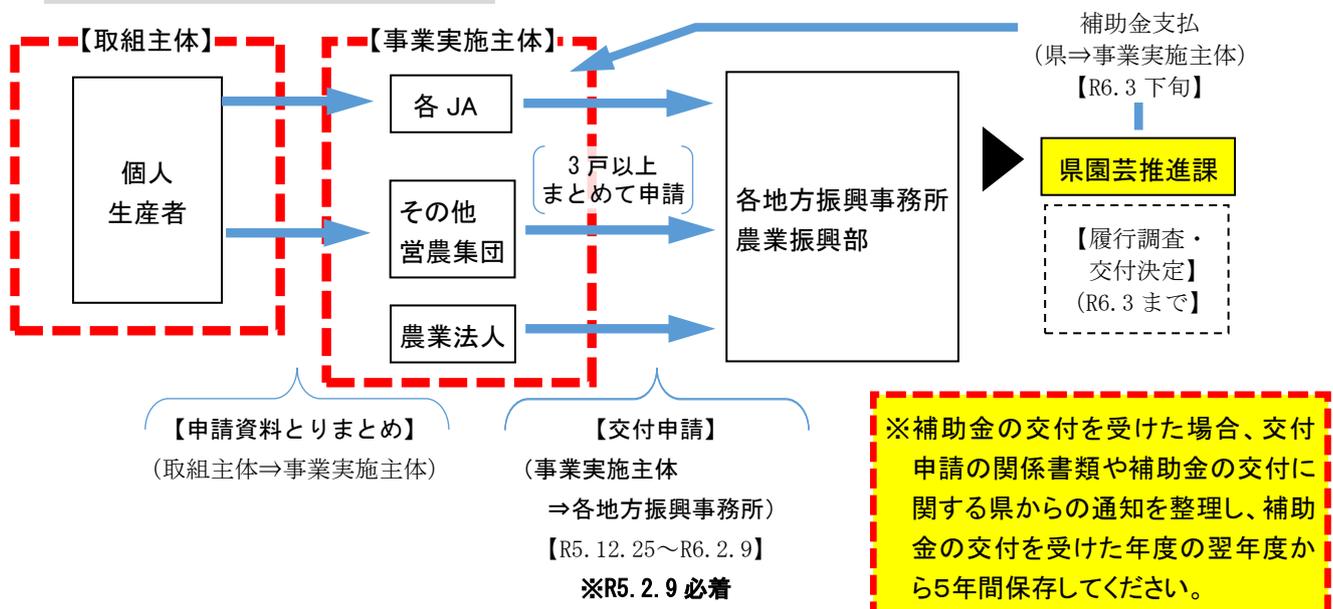
- ・ 電気料金按分計算シート (別記様式第2号 別紙1)
- ・ 電気使用実績証拠書類 (請求書の写し等の電気使用量・電気料金が確認できる書類)
- ・ 出荷実績が分かる書類 (対象期間に園芸作物を出荷したことが確認できる伝票等)
- ・ 主要な電気設備の写真

なお、電子メールで交付申請書 (別記様式第1号) を提出する場合、押印は不要ですが、郵送にて書類を提出する場合は、交付申請書 (別記様式第1号) 及び暴力団排除に関する誓約書 (別記様式第3号) の申請者名の欄に押印が必要です。

8 審査結果の通知

全ての申請内容を確認した後に補助金の交付を一括で決定するため、申請書の提出時期に関わらず、県から申請者への審査結果の通知は3月中旬となります。

9 事業実施スケジュール (予定)



10 お問い合わせ先

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1

宮城県農政部園芸推進課 先進的園芸推進班

TEL:022-211-2723 FAX:022-211-2849 E-mail:engei-senshin@pref.miyagi.lg.jp

11 書類提出先

		提出先	書類提出期限
①	事業実施主体（JA等）	県地方振興事務所農業振興部	令和6年2月9日（金）必着
②	取組主体（個人生産者等）	事業実施主体（JA等）	（各事業実施主体が定める期日）

※各地方振興事務所が管轄する地域

事業実施主体が所在する市町村	管轄する地方振興事務所	住所	メールアドレス （書類提出先はこちら）
白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町	大河原 地方振興事務所	〒989-1243 柴田郡大河原町字南 129-1	oknsbns@pref.miyagi.lg.jp
仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷市、大衡村	仙台 地方振興事務所	〒981-8505 仙台市青葉区堤通雨 宮町4-17	sdss-si@pref.miyagi.lg.jp
大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町	北部 地方振興事務所	〒989-6117 大崎市古川旭四丁目 1番1号	nh-nsbns@pref.miyagi.lg.jp
栗原市	北部地方振興事務所 栗原地域事務所	〒987-2251 栗原市築館藤木5-1	nh-khnr-tt@pref.miyagi.lg.jp
石巻市、東松島市、女川町	東部 地方振興事務所	〒986-0850 石巻市あゆみ野5丁 目7番地	et-ss-ns@pref.miyagi.lg.jp
登米市	東部地方振興事務所 登米地域事務所	〒987-0511 登米市迫町佐沼字西 佐沼150番5号	et-tmnsbtt@pref.miyagi.lg.jp
気仙沼市、南三陸町	気仙沼 地方振興事務所	〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6	ksbns@pref.miyagi.lg.jp